

犬・猫等を飼養されている皆さんへ



近年、動物の飼養についての関心が高まり、動物との関わり方が変化し、動物に関わる様々なトラブルが発生している中で、それに的確に対処するため、「動物の愛護及び管理に関する条例」を長野県衛生部が制定しました。

この条例により、今まで明確でなかった各種の事項が明文化されました。多くの項目の中から、今回は特に犬・ねこに関する主なポイントをお知らせします。

責務

飼い主は、動物を適正に飼養することにより、動物の健康と安全を保持し、動物による人の生命等への侵害を防止し、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければなりません。

飼い主の遵守事項

- ①適正にえさ及び水を与える
- ②疾病等の健康管理を行う

ねこの飼養

ねこの飼い主は、ねこの疾病的感防、ねこの健康生活環境の保全の観点から、ねこを屋内へ飼養するよう努める。



飼い犬が人をかんだ時は、飼い主は直ちに知事に届け出なければなりません。



③種類、生態を考慮した飼育施設
④衛生的な飼養環境
⑤公共の場所や他人の土地等を損傷したり、汚さない
⑥異常な鳴き声等の迷惑防止
⑦逸走防止措置を講ずる
⑧みだりな繁殖防止、不妊手術

犬の飼い主の遵守事項

①人の生命等への侵害防止のため

②適正な方法で飼い犬のしつけを行い、特に飼い主の制止に従うよう訓練する

③住居の出入口その他、人の見やすい箇所に飼い犬がいる標示をする

犬・ねこの飼い主は飼養する犬、ねこの数が十（合算した場合を含む）に達した時は、知事に届け出なければなりません。

緊急時の措置

尚、この条例は今年十月一日から施行となります。

このほかにも多くの事項があげられていますが、くわしくは、飯田保健所又は役場建設係にお問合せ下さい。

多頭飼養の届出

**AETウェイリアム・リーさん
の後任にバス・ベンジャミン
さん来村**



バス・ベンジャミンさん

して。私の

名前はバス・

ベンジャミ

ンです。イ

ギリスから來ました。

日本に來ることができる、とて

も嬉しいです。また、下條中学校

で働くことをとても楽しみにしています。

趣味は空手で、体を動かすこと

が大好きです。

英会話教室も頑張つてやりたい

と思います。多くの村民のみなさ

んと知り合いになつて充実した時

間を過ごしたいと思ってます

で、気軽に声をかけてください。

下條村のみなさんこんにちは。二年間ありがとうございました。

下條村での生活はとても楽し

く充実した日々でした。

二年間お世話をなりました。

ウェイリアム・リー

村制百二十周年記念 第二十三回村民ゴルフ大会

村制百二十周年記念 第二十三回村民ゴルフ大会が七月九日、飯田カントリー俱乐部において、九十六名の皆様の参加により、盛大に開催されました。

競技結果は次のとおりです。

優勝	牧島 光彦
準優勝	川上 勝彦
三位	林 善次
ベストグロス	伊藤 敏宏